

令和7年8月
警 察 庁

「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果
について

警察庁において、令和7年6月27日から同年7月26日までの間、「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集を行った結果、53件の御意見を頂きました。

「古物営業法施行規則の一部を改正する規則」が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第14号）

2 命令等の案を公示した日

令和7年6月27日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 53件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	53件
電子メール	0件
郵 送	0件

「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 本人確認義務等を免除しないこととする対象について

古物に該当する電線、グレーチング、エアコンの室外機等を、取引金額の多寡にかかわらず本人確認義務等（古物営業法（昭和24年法律第108号）第15条第1項及び第16条で規定されている取引の相手方の確認義務及び取引時の帳簿等への記載義務をいう。以下同じ。）の対象とすることについては、

- 賛同する、歓迎する

といった御意見があったほか、

- 取引金額の多寡にかかわらず本人確認義務等の対象とする範囲を他の金属類又は金属類全般に拡大すべき
- 古物商の負担の増加を伴うことから、更なる検討が必要

といった御意見がありました。

古物営業法は、古物商の負担軽減を図るため、取引金額の多寡にかかわらず本人確認義務等の対象とする範囲を限定しているところ、今次改正案は窃盗被害が急増している金属製物品に限って新たに同対象に加えることとしたものであることから、原案のとおり定めることといたします。

2 その他

本規則案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 古物営業法に規定する本人確認等を厳格化すべきとの御意見
- 同法の運用を厳格化すべきとの御意見

等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。